

9月1日以降に新規申請される方へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

持続化給付金とは？

感染症拡大防止のための営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を給付します。

給付額

法人は**200万円**まで、個人事業者は**100万円**までを給付します。

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。


給付額の算定方法 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

給付対象

中堅・中小企業・小規模事業者、フリーランスを含む**個人事業者**を対象とします。また、**医療法人、農業法人、NPO法人**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

持続化給付金の申請手続き方法

1 持続化給付金ホームページへアクセス！ **持続化給付金** **検索** 持続化給付金の申請用HP (https://jizokuka-kyufu.go.jp/)  スマホでもできる！

2 申請ボタンを押して、メールアドレスを入力 **仮登録**

3 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、**本登録**へ

4 ID・パスワードを入力すると **マイページ**が作成されます **基本情報** (法人又は個人事業者の基本事項と、ご連絡先) **口座情報** (通帳の写しをアップロード！) **売上額** (入力すると、申請金額を自動計算！) を入力

5 **必要書類を添付** ●2019年分の確定申告書類の控え ●売上減少となった月の売上台帳等の写し ●身分証明書の写し(個人事業者のみ) ※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください)

詳細は中面をご参照ください

申請 持続化給付金事務局で、申請内容を確認 **通常2週間程度で、給付通知書を発送/ご登録の口座に入金**




※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

申請サポート会場のご案内

入場は完全予約制です！

新型コロナウイルス感染防止のためホームページから来場の事前予約をお願いいたします。事前に来場のご予約を行っていない場合、申請サポート会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。
※WEBサイトで予約方法がわからない方、できない方に向けて申請サポート会場の予約を電話でお受けしております。詳細はホームページをご確認ください。







ご利用にあたって

-  申請サポート会場のご利用には**事前予約**が必要です。先に予約を済ませてご来場ください。
-  申請に必要な書類をご用意の上、必ずご持参ください。必要な書類は「中小法人等」と「個人事業者等」で異なります。詳しくは中面をご覧ください。
-  当日は、**①**でお送りする「予約受付番号」と、**②**の必要書類をご持参ください。
※予約受付番号は、事前予約完了後にメールで送信いたします。

来場時のご注意

会場では感染拡大を避けるため新型コロナウイルス対策を実施中です。

以下の注意事項をご理解の上、必ず係員の指示に従ってください。

-  **必ずマスク着用の上、ご来場ください。**
-  **当日は必ず検温の上お越しください。また37.5度以上の方は、会場への入場をお断りさせていただきます。**
-  **ソーシャルディスタンス(2m)を確保するための誘導指示がありますので必ず従ってください。**
-  **入場時には設置のアルコール消毒液で、手指先の消毒をお願いします。**
-  **本人確認書類をご持参ください。運転免許証・個人番号カード・パスポート・健康保険証・住民票など**
※本人確認が可能な場合、入場をお断りする場合がございます。
※会場内で感染者が発生した場合は、ご連絡させていただく場合がございます。
-  **会場での手続きには30分から1時間を要します。お時間には余裕をもってお越しください。**

持続化給付金相談窓口

※相談窓口では、不正受給の内部通報にも対応しています。

 **0120-279-292**  IP電話専用回線 **03-6832-6631**

受付時間 **8:30-19:00** (土曜日・祝日を除く日曜～金曜日)  開設期間 **9/1(火)～2/28(日)予定**
(※12/29(火)～1/31(日)は休みの予定)

 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください！

下記の書類をご用意の上、申請サポート会場にご来場ください。

書類に不備があると申請できません

中小法人等の場合

確定申告書別表一の控え(1枚)
法人事業概況説明書の控え(2枚)計3枚

対象月の属する事業年度の、直前の事業年度の分を提出してください。
※特別適用の場合は、持続化給付金申請要領に従う。

※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。

原則 確定申告書別表一の控えには**収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)**されていること、**e-Taxによる申告の場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出することが必要です。**

中小法人等の場合 収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、**税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類(様式自由)**を提出することで代替することができます。

例外

確定申告書別表一(1枚) 法人事業概況説明書(2枚)

個人事業者等の場合

青色申告の場合 確定申告書第一表の控え(1枚)
所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚

2019年分を提出してください。
※少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印されていること。
※特別適用の場合は、持続化給付金申請要領に従う。

原則 確定申告書第一表の控えには**収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)**されていること、**e-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を提出することが必要です。**

個人事業者等の場合 収受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又は「受信通知(メール詳細)」のいずれも存在しない場合には、**提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」「事業所得金額の記載のあるもの」を提出することで代替することができます。**

例外1 この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

個人事業者等の場合 例外1によることもできず、「納税証明書(その2所得金額用)」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、**審査に通常よりも大幅に時間を要したり、また、確認の結果、給付ができない場合があります。**

例外2

白色申告の場合 確定申告書第一表の控え(1枚)

2019年分を提出してください。
※収受日付印が押印されていること。
※特別適用の場合は、持続化給付金申請要領に従う。

または

確定申告書第一表(1枚)

中小法人等・個人事業者等共通

2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等

対象月の事業収入がわかる売上台帳等をご提出ください。ただし、申請会場では**データで受取ることができませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などを紙に出力又はコピーしたものを**ご持参ください。提出する情報が**対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。**
(「2020年●月」と明確に記載されている等)

経理ソフトから抽出した売上データを紙に出力したもの

エクセルで作成した売上データを紙に出力したもの

手書きの売上帳のコピーなど

申請者本人名義の口座通帳の写し

金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認いたしますので、**通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方のコピーをご持参ください。**

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を紙に出力してご持参ください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を紙に出力してください。

通帳のオモテ面

通帳を開いた1・2ページ目

電子通帳の画面コピー

※コピーの画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金の支払いができません!

個人事業者等の場合

本人確認書類(写し)

本人確認書類は、右記のいずれかの写しを**住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。**

※いずれの場合も申請を行う月において有効であり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。※から4を保有していない場合は、5又は4で代替することが出来るものとなります。

- 1 運転免許証**

(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能)
- 2 個人番号カード**
- 3 写真付きの住民基本台帳カード**
- 4 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書**

(在留の資格が特別永住者のものに限る。)
- 5 住民票の写し及びパスポートの両方**

顔写真の増設されているページ
- 6 住民票の写し及び各種健康保険証の両方**

両面